

鳴門病院を良くする会設置要綱

（設置の目的）

第1条 地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「鳴門病院」と言う。）における医療の質の向上及び経営基盤の安定を図ることにより、「私たちは、皆様に信頼される病院づくりを目指し安全な医療を親切に提供することに努めます」との鳴門病院の理念の実現に資することを目的として、鳴門病院を良くする会（以下「良くする会」と言う。）を設置する。

（任 務）

第2条 良くする会は、鳴門病院の次に掲げる事項について、鳴門病院理事長（以下「理事長」と言う。）に対し必要な提言を行う。

- (1) 鳴門病院の経営の指針となる計画の策定及び見直し
- (2) その他鳴門病院の基本理念及び基本方針・基本姿勢の実現に必要な事項

（構 成）

第3条 良くする会は学識経験者、医療関係者、住民代表等のうちから、理事長が委嘱した委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期とする。
- 3 委員は再任することができる。

（会長及び副会長）

第4条 良くする会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、良くする会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会 議）

第5条 良くする会の会議は、会長が招集する。

- 2 良くする会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 良くする会の会議は公開とする。ただし、会長は必要があると認めるときは、良くする会に諮って、会議を非公開とすることができる。

（庶 務）

第6条 良くする会の庶務は、鳴門病院事務局において処理する。

（そ の 他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、良くする会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。